

(交通機関の利用)

第四十三条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

旧会規三八条に対応する。

いうまでもなく、利用することができるのであって、利用しなければならないものではない。

第九章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第四十四条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の

重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第一項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

三項は旧会規五条に対応する。一、二項は従前解釈によつていた部分を明確にしたものであり、三項は、いわゆるみなし報酬について、旧会規五条をよりきめ細かく規定し直したものである。本条は弁護士報酬と規定しているが、法律相談料、顧問料、日当や時間制の弁護士報酬で後払のものについては委任事務処理が終了した分についての支払であるから問題となることは余りないと思われる。

主として、着手金、報酬金について問題となることが多いと思われるが、手数料についても委任事務処理が中途の場合については問題となる。

1、一項

弁護士、依頼者の何れにも責任がない場合の原則を規定する。

解任、辞任、委任事務の継続不能により依頼事件が中途で終了した場合、委任事務処理の程度に応じて、受領済の弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求することができるとしている。

弁護士の死亡により、委任が終了した場合も一項に該当し、着手金を受領して受任後具体的な事務処理をしないうちに死亡した場合は、着手金の全額を返還することとなる。

参考のため、若干の裁判例を掲げることとする。

① 横浜地判昭和六一・一〇・一七判時一二二七・一一四

昭和五九年当時の事案であるが、交通事故（死亡事故）に基づく損害賠償の示談交渉を遺族六名が、被害者の勤務先の会社の社長の紹介により、弁護士に委任し、弁護士との連絡を全て社長を介して実行し、その結果は遺族の一人を窓口とする約束の下に事件が遂行されていた場合、遺族の中の連絡担当者が他の遺族に連絡をせず、会社社長も受任弁護士の名前を明らかにしなかったことから、そのうちの三名が解任をした場合は、弁護士、依頼者の何れにも責任がなく、会社社長の責に帰すべき事由によると判断している。

そして、委任を継続した依頼者との関係で、示談が成立し、その被害総額を前提として、解任した三名についても各自に四七〇万円ずつの損害賠償金が支払われていることから、三〇%の減額と示談の三分の二の減額を施した上で、着手金及び報酬金として各自に三〇万円ずつ合計九〇万円の弁護士報酬の支払を命じている。

② 東京地判平成元一〇・三二判時一三五三・六三

任意整理を受任した弁護士が着手金一五〇万円を受領した一八日後、依頼者から解任された事案であるが、弁護士の責に帰すべき理由はないとしている。

そして、債権者集会を終了させたことなどから、既に履行した割合による弁護士報酬として一五〇万円は相当であるとして、着手金のうち一二〇万円の返還を求めた依頼者の請求を斥けている。

③ 東京高判平成三・一二・四判時一四三〇・八三

昭和四四年当時の報酬契約のケースであるが、不動産に関する事件の費用を受任弁護士が立替えることとし、報酬として目的物件の持分の一〇〇分の六〇を代物弁済するか、時価の六〇%に相当する金員を支払うとの報酬契約を締結して、九年間に三五件の訴訟保全執行等を担当し、依頼者の目的をほぼ達成したが、途中で報酬を巡る紛争が発生し、受任事件処理のための控訴審の委任状を依頼者が交付しなかつたことから、弁護士が委任契約を解約したことは、弁護士の責に帰すべからざる事由に基づくとしている。

そして、約定報酬額は高額に過ぎるとして不動産の時価（四億一、八九七万七、〇〇〇円）の四割に限定し、弁護士からの解約により中途で終了していることから、実際の報酬金はその九割であるとして三六%の金一億五、〇八三万一、七二〇円を認めたものである。

ただし、右事案は多数の事件を一括して一個の委任と考え、その一部の事件の控訴審の委任

状の未交付を全体の委任の解約に当つての責に帰すべき事由の存否の判断理由としているものである。

このような事由のない場合は、事件は審級ごとに考えるのであるから、控訴審を受任できなかつたことは、委任契約の中途終了の問題ではない。

そして、一審が敗訴の場合に、控訴審を受任できなかつたとしても、一審についての報酬金は

発生しておらず、控訴審は受任できなかつたのであるから、着手金の問題も発生の余地がない。

また、一審勝訴後控訴審を受任できなかつた場合は、五条一項に基づき一審の報酬金を請求できる。

2、二項

終了について弁護士にのみ重大な責任があるときの規定である。

弁護士は受領済の弁護士報酬の全額を返還しなければならない。

ただし、委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3、三項

終了について依頼者に重大な責任があるときの規定である。

「弁護士の同意なく委任事務を終了させ」とは、弁護士の同意なく、訴えの取下げ、請求放棄、上訴の取下げ、請求の認諾、和解等をすることである。

「委任事務処理を不能にさせるとは」事件処理の前提となる事項に関して、請求権の放棄、時効利益の放棄、追認等がなされた為、権利関係を覆滅させるようなことである。

依頼者が事件処理に協力しないため事件が進行できない場合や、当事者尋問において主張となる供述をしたような場合は、本項の不能ではない。

ただし、このような事態が存在することを理由に弁護士が辞任することは、弁護士には責任がないことであるので、一項により処理されることとなる。

三項に該当する場合は、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。

ただし、委任事務の重要な部分を終了していきは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第四十五条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

旧会規六条に対応する。

着手金は、四条に規定されている通り、事件等の依頼を受けたときに支払を受けるものである

からその支払が為されないときは、事件に着手しないことができる。

その場合でも、上訴期間など法的不利益が依頼者に及ぶことがあるのであるから、二項で依頼者に通知しなければならないと定めたのである。

手数料については、四条により依頼者との協議により定められた時期に支払を受けるものであるから、本条の適用があるのは、前払の約束が為されたときである。

出張の旅費、宿泊費の前払の約束があり、その支払がない場合には、出張を要する事務処理を中止することができるが、日当については本条に規定されていない。

しかし、日当の支払が遅滞したまま、次の出張を要する事務処理を迎へ、再び日当の支払に不安が生じたような場合は、本条を類推して、出張を要する事務を中止することができるものと解する。出張旅費、宿泊費が後払の約束であつたがその支払が遅滞した場合も同様である。

(弁護士報酬の相殺等)

第四十六条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

旧会規七条に対応する。

1、一項

依頼者と協議決定している手数料、着手金の未払金、報酬金立替え実費がある場合は、取立て和解金の引渡し債務、預り実費等の返還債務等と相殺することができる。

ただし、弁護士報酬との相殺については、飽くまでも、依頼者との間で協議決定しているものについて相殺できるのであり、一方的に弁護士報酬を通知し相殺することは許されない。

なお、東京地裁平成二・一二・二〇判時一三九八・八〇は、依頼者から預かった金員により供託した、仮処分の保証金を取り戻し保管している場合に、弁護士報酬が支払われていないことを理由として、留置権の抗弁を提出したのに対して、受任者が委任事務処理として受け取った金銭は他人の物に当らないから、弁護士報酬請求権は、他人の物に関して生じた債権に当らず留置権の主張は失当であるとしているが、当然であろう。

依頼者から預かった書類その他の物についても、弁護士報酬との関係で、留置権が発生することはないのであるから、本項に基づき事件等に關して保管中の書類その他のものを依頼者に引渡さないでおくことができるのは、依頼者との間にその旨の約束がある場合に限るものである。